

JCB LINDA会員特約

第1条（カード） 本カードは「JCB LINDA」（以下「本カード」という）といたします。

第2条（年会費等） 1.会員は、当社が通知するまで本カードの年会費を免除されるものとします。 2.前項にかかわらず、会員は月ごとに当社が通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の①②のいずれかの条件を充たす場合、または当社が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。また、学生会員は入会時に書面そのほかの方法により当社へ届け出た卒業予定年月まで、データ維持料を免除されるものとします。 ①月づきの携帯電話・PHSのご利用料金をJCB LINDAでお支払いの場合 ②各月の本カードの約定支払額（本会員が約定支払日にお支払いいただく金額をいい、会員が約定支払日より前に繰上返済した金額は除外されます。）が1万円以上の場合

(ZLDKT777・20120331)